

令和 7 年 2 月 5 日

新宿区移動等円滑化促進方針推進協議会

新宿区都市計画課都市施設係

新宿区移動等円滑化促進方針推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 新宿区移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」という。）を実現するため、促進方針の取組状況について区民等と意見交換を行い、バリアフリーについて相互理解を深め、区民等の意見を踏まえた新宿区（以下「区」という。）のバリアフリー施策を推進することを目的として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の4に規定する新宿区移動等円滑化促進方針推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）促進方針の推進に関すること。
- （2）協議会の運営、総合調整に関すること。
- （3）その他バリアフリーの推進のため区長が必要であると認めた事項に関すること。

（委員の構成）

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）高齢者、障害者団体等を代表する者
- （3）関係行政機関
- （4）施設設置管理者
- （5）公安委員会
- （6）区の職員
- （7）前各号に掲げる者のほか、区長が必要であると認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長、副会長各1人を置く。

- 2 会長は、第3条第1項第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を処理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選出される前に招集する会議は、区長が招集する。なお、会長は委員を招集して会議を開催することが難しい場合、書面で委員の意見を聴き、協議会に代えることができるものとする。その開催に関する事項は、区長が定める。

（意見聴取等）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を新宿区都市計画部都市計画課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項、その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年8月9日から施行する。

（新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱の廃止）

2 新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱（平成31年4月19日付け30新
都都施第8035号）は、廃止する。